

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

中央総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
〒106-0032 東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階
電話 03-3568-7244(代表) / ファクシミリ 03-3568-7245

2005 新春号

2005年 1月発行 第37号



ご挨拶



弁護士法人
中央総合法律事務所
代表社員弁護士

中務 嗣治郎

新春明けましておめでとうございます。

わが国の社会経済はきわめて速いスピードで変容しています。この社会経済の変化に対応できるよう司法制度改革がなされてきましたが、昨年度その立法作業がほぼ終了しました。

市民が刑事裁判の審理に参画する裁判員制度が導入され、平成21年までに実施されることになっています。法曹養成制度では、法科大学院(ロースクール)が昨年4月1日発足し、これからはわが国の司法文化にどのように定着させ、なじませていくかが重要な課題になっています。総合法律支援法が制定され、全国ネットで経済的弱者のための司法サービス網が設置されることになっています。裁判以外に迅速で公正な紛争解決を行うため、裁判外紛争解決手続利用促進法(ADR法)も制定され、紛争解決

手続に多様なメニューが設けられることになりました。

更に、本年度は商法の現代化にむけた法案が通常国会に提出され、破産法は1月1日から、個人情報保護法は4月1日から各々施行され、その他経済関係法規の改正は枚挙にいとまがありません。

このような中で、私ども弁護士に対する期待と課せられた責任はいよいよ重くなっています。当事務所も大阪事務所と東京事務所を柱に、税務、会計など異業種の専門家集団や外国法律事務所との提携を深めるとともに、所員スタッフの専門性を深化させ、クライアントのニーズに迅速、的確に対応してまいりたいと存じます。

何卒本年もご厚誼、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

弁護士法人中央総合法律事務所
所長弁護士 中 務 嗣治郎



新年のご挨拶

旧年中は大変お世話になり、有難うございました
本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所存でございます。
よろしくお願い致します。



弁護士 岩城 本臣

法曹界も大航海時代を迎えています。このような大変革の時代を迎えた法律事務所の役割と責任を自覚し、事務所員一人一人が創造的・意欲的に取り組むべく心掛けたいと考えています。



弁護士 中務 正裕

新年あけましておめでとうございます。アメリカのロースクールでは、新しい知識のみならず、弁護士としての考え方や案件へのアプローチの仕方においても気づかされることが多くあります。皆様のお役にたてるよう多くを吸収してまいりたいと思っています。今年もよろしくお願い致します。



弁護士 森 真二

当事務所には毎日様々な案件に関してご質問やご相談をいただいております。それらのご質問やご相談に対して的確な回答や問題点の整理ができるかどうか、まず法律事務所に対する評価に直結することになります。弁護士一人一人の常日頃からの自己研鑽が問われるでしょう。今年も切磋琢磨して新しいものを吸収して行くように、新たな気持ちで出発いたします。今年もよろしくお願い申し上げます。



弁護士 村上 創

本年は酉年ということで、「サンダーバード」実写版を観ました。原作がしっかりしているときを経ても十分に堪能することができました。本年も基本(誠実・正確・迅速)をしっかりと、更なる飛躍を目指します。本年もどうぞよろしくお願い致します。



弁護士 村野 譲二

ここ数年、重要法令の改正や新法の制定が相次いでおり、また新しい紛争解決制度も生まれようとしています。依頼者の皆様に最新の情報と時代に即した法的サービスを提供することを念頭に取り組み一年にしたいと考えております。本年も宜しくお願いいたします。



弁護士 加藤 幸江

昨年からの新しい経験として、大学で独占禁止法の講座を持っており、実務経験と理論とを融合させたわかりやすい講義を心がけています。知的財産法の分野においては、バイオに関する知識の習得に手を染め始めました。私のDNAはどこからきてどこへ行くのか... 今年もどうぞよろしくお願いいたします。



弁護士 安保 智勇

旧年中は大変お世話になり、ありがとうございました。昨年暮れに東京事務所を新事務所に移転いたしました。また新たな気持ちで、何事にも精一杯取り組んで参りたいと考えておりますので、本年もどうぞよろしくお願い致します。



弁護士 中務 尚子

新年あけましておめでとうございます。昨年夏よりノースウェスタン大学ロースクールに在籍し、留学先のイリノイ州シカゴで新年を迎えております。アメリカ法あるいは国際法等、本来の法律研鑽もさることながら、アメリカならではの思考方法、戦略立案を非常に新鮮に感じています。これらの経験を真に美り多きものとし、帰国後により幅広いリーガルサービスを提供させていただくべく日々努力しております。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



弁護士 浅井 隆彦

新年明けましておめでとうございます。昨年は、度重なる台風の襲来、大地震など、自然の猛威を痛感する年でしたが、いかなる天災地変が来ようとも、途切れることなくリーガル・サービスを提供できるよう心がけていきたいと存じます。



弁護士 小林 章博

法律のプロとして信頼されるよう、誠心誠意仕事に取り組みたいと思います。また、今年は、2月にいわゆる京都議定書の発効が予定されるなど、企業取引において「環境」への配慮がますますクローズアップされると思います。このようななか、今年は、環境法制について研鑽を深めたいと考えています。



弁護士 中光 弘

最速・最適のリーガルサービスの提供という心がけは年が変わっても変わりません。一層決意を強めております。本年は、さらに新しい分野にどんどん挑戦してまいる所存です。どうぞご期待ください。



弁護士 錦野 裕宗

弁護士になって、7年目のシーズンを迎えます。今年も生の案件1つ1つに真摯に対応いたしたいと考えております。法律実務家として多面的かつバランス感覚に優れた観点を磨き、適切なアドバイスをなすよう努力する所存ですので、本年度も何卒よろしくお願い致します。



弁護士 鈴木 秋夫

弁護士となって早くも5年目を迎え、これまで掲げてきた自分の目標を十分達成できてきたのかと振り返ると、まだまだという感じがします。今年は自分にとって1つの区切りの1年になりますが、少しでも自分の目標に向かって、弁護士として更なる成長ができるように、日々精進を重ねていきたいと思います。今年も宜しく願い申し上げます。



弁護士 衛藤 祐樹

弁護士になり2ヶ月半が過ぎましたが、日々充実し、やりがいのある2ヶ月半でした。本年は、より一層努力し、本年が自分にとって飛躍の年となるよう頑張っていこうと思っています。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



弁護士 小林 幹雄

中国では昨年12月11日より外商独資の商業領域参入が可能となりました。今後、同分野への日系企業参入も益々加速するものと思われます。日々変化する中国の法制度に迅速に対応するため、本年も引き続き研鑽する所存です。



弁護士 金澤 浩志

弁護士としては初めての新年を迎え、昨年までとは違う新鮮な感覚に気持ちが引き締まります。初心を忘れないよう、常に謙虚な気持ちで今後の弁護士業務に取り組んでいく所存です。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



弁護士 三浦 章生

昨年は証券仲介業の解禁、一連の西武鉄道、日テレ事件への対処等、関東財務局にとって難問の連続であり、当職も局の法律専門職として貴重な経験を積む毎日でした。今年はフォレックス業者等検査対象の増加や、財務検査権限、有価証券報告書等に関する検査権限の追加と、更に喫緊の課題に取り組む一年となります。



弁護士 川口 富男

法的な紛争の解決手段は、裁判以外にも沢山あります。弁護士同士の交渉で解決することも少なくないのです。新年にあたり、ニーズに合わせた最適、最速の解決を図りうる事務所であり、弁護士であることをお誓い申し上げます。



弁護士 近藤 恭子

昨年は、地方公共団体の個人情報保護及び情報公開審査委員会に選任されるとともに、本年4月より全面的に施行される個人情報保護法に関する種々のご相談をお受けしました。本年もより一層研鑽し、あらゆる分野のご相談、争訟に迅速かつ適切に対応し皆様のニーズに合うサービスを提供したいと思います。本年も宜しく願いいたします。



客員弁護士 岡村 旦



弁護士 藤井 康弘

昨年は4月から東京事務所での勤務を始めることとなり、大きな転機があった年でした。かかる転機をチャンスとできるよう仕事に邁進していく所存です。また基本的なことではありますが、迅速、正確、誠実を心がけ一つ一つの事件を処理していきたいと思っています。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



法務第一部長 寺本 栄

本年は、破産法、不動産登記法、民法等、職務に関連する重要な法律が改正、施行されます。新年にあたり、法律の改正にも遺漏なく対応できる様に日々研鑽に努めたいと思っています。本年も、よろしく願います。



弁護士 國吉 雅男

日々事件を処理していますと、いかに自分がクライアントの方々に期待されているかをひしひしと感じます。このご期待をパワーに変えて、日々邁進していく所存でございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



法務第二部長 角口 猛

私たち法務部の身近な法律の一つである不動産登記法が全面的に改正され、本年3月7日より施行されます。法文のすべてが現代語化され、オンライン申請の導入に伴い、書面申請については出頭主義が廃止されました。今後ともこうした法改正にすばやく対処し、皆様のご依頼に適切に対応できるよう心を新たに頑張りたいと思います。



弁護士 瀧川 佳昌

旧年中は大変お世話になりました。弁護士として漸く二年目を迎えましたが、昨年は自己の成長を実感できた一年でした。今年もより一層、あらゆる法律への素養を深めると共に、仕事の質・スピード共に向上することを目指します。本年も宜しく願い申し上げます。





弁護士

中光 弘
(なかみつ・ひろし)

出身大学
大阪大学法学部

経歴
1993年
最高裁判所司法研修所修了
(45期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

取扱業務
民事法務、商事法務、
会社法務

不動産登記法の改正について

弁護士 中光 弘

1 最近いろいろな分野で法律が抜本的に改正されたり、新しい法律が成立したりしております。平成16年6月11日に新しい不動産登記法が成立し、同月18日には新しい不動産登記法(平成16年法律第123号)が公布されました。不動産登記といいますが、非常に技術的で手続きが厳格なイメージがありますが、今般抜本的に改正されたことをうけて興味深い部分について少しご紹介したいと思います。不動産登記法は当初明治32年に施行されたもので随分古い法律です。その後多数回にわたって改正はされておりますが、基本的にはその当初の法律のまま不動産登記制度が運用されておりました。いまでもなく不動産登記というのは、不動産の状態(表示の登記)や権利関係(権利の登記)を正確に公示することが大切な役割で、そのことは現代でも全く変わりません。そのため自ずと手続きは厳格にならざるをえないところです。しかし、昨今社会の高度情報化は大変なスピードで進んでおり、すでに登記情報のコンピュータ化は進んでいましたが、さらにIT戦略の一環としてITを活用した行政を実現する上では、不動産登記の正確さが失われてはいけません。これは当然としても、より一層国民の利便性が求められるところで、その結果今回の大改正につながったといえるでしょう。以下にはいくつか主だった改正点についてご紹介したいと思います。

2 形式面で大きく変わった点についてご紹介いたします。

1 現代語化されました

まず、現代語が用いられているという点をあげることができます。古い法律には送りがなとしてカタカナが用いられているために、非常に読みづらいというのが多くの人の意見です。法律が大改正されるたびに現代語に改められていっている傾向がありますが、不動産登記法も同様に現代語が用いられました。また、条文番号も新たに付されております。これは従前実務に携わっていた者にとっては些か混乱するところです。内容的に改正されていないものもかなりあるので当分は新旧条文対照表が手放せないところです。

2 法律の目的が明示され、定義規定がおかれました。

さらに、改正された不動産登記法(以下では単に「法」と表現することにします。)第1条では法の目的が明示されました。すなわち「この法律は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めるこ

とにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする。」と定められております。その後に法第2条で用語の定義規定が設けられました。具体的に条文を解釈する上で定義が分からなければ法第2条を見、最終的には法第1条の目的を踏まえて解釈するということが可能です。ただ、近時の立法例では、定義規定その他の規定において具体的な内容を規則・省令等に委ねていることが多く、法律の条文だけを見たのでは不十分であってこれら規則や省令まで踏み込んで解釈しなければならないといえます。

3 内容面についていいますと、オンラインによる登記申請が認められたこと、出頭主義の廃止されたことが大きい改正点だといえます。他にも種々改正点がありますが、以下には紙面の関係でこの二点についてご紹介させていただきます。

1 オンラインによる申請が認められるようになりました。

申請方法について法第18条に規定されております。これによりますと、従前通り出頭して申請書類を提出する方法の他に、郵送によって申請書類を提出する方法とオンラインによる申請の方法が認められることになりました。オンラインによる登記申請については、「法務省令で定めるところにより電子情報処理組織(登記所の使用に係る電子計算機と申請人又はその代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織)を使用する方法」と定められております。(法第18条1号)。インターネットで登記申請ができるという理解しやすいと思います。これら各種の申請方法によって権利関係等に優劣が生じるわけでないことは当然です。

2 申請の受付

次に登記申請の受付について法第19で規定されています。登記は、その順序で権利関係の優劣が決まるわけですから(法第4条)、受付の方法を明確に定めておくことは極めて重要なことです。法第18条の方法に基づいて申請情報が登記所に提供されたときにその登記申請を受け付けるということが基本になるわけですが(法第19条1項)、具体的には申請方法として従前通り書面を提出する方法、書面を郵送する方法及びオンラインによる方法が認められたわけですから、それぞれの方法によった場合に登記申請情報がいつ登記所に到達したといえるのかを決めておくことが重要です。実際には、オンラインによる方法では、登記所の受付システムに登記情報が到達した時点になり、書面による申請の場合にはオン

ラインによる方法と同じ受付システムで担当者が受付処理をすることになるものと考えられます。しかし、先後が判断できない場合も生じうるので、同一の不動産に関し二以上の申請がされた場合において、その前後が明らかでないときは、これらの申請は同時になされたものとみなす旨の規定(法第19条2項)がおかれまして。

3 申請権限の調査

オンラインによる申請方法がなされることや出頭の必要がなくなったことから、登記申請に際して申請人が申請の権限を有しているかどうか調査することが重要になります。法第24条は登記官による本人確認について規定しており、「登記の申請があった場合において、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足る相当な理由があると認めるときは、次条の規定により当該申請を却下すべき場合を除き、申請人又はその代表者若しくは代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならない。」と定められております。また申請人が遠隔地にいるという場合も想定されるので、同条2項は「登記官は、前項に規定する申請人又はその代表者若しくは代理人が遠隔の地に居住しているとき、その他相当と認めるときは、他の登記所の登記官に同項の調査を嘱託することができる。」と定められております。具体的な調査方法が定められているわけではありませんが、運転免許証の写しを提出するということは考えられるところです。

4 登記識別情報制度が導入されました

また、登記済証に代えて新たに登記識別情報の制度が導入されました(法第21条、22条)。従来登記が完了すると、登記権利者に登記済証が交付されていきました(改正前の不動産登記法第60条)。登記済証は、「登記原因を証する書面または申請書の副本に、申請書受附の年月日、受附番号、順位番号及び登記済の旨を記載し、登記所の印を押捺して、登記権利者に還付する」書類のことです(改正前の不動産登記法第60条)。権利証と呼ばれることも多いと思いますが、実際には権利を証明するものではなく、「ある時にある内容の登記がなされた」ことの証明書です。ただ、登記済証に登記権利者として表示されている者がその登記済証を所持している場合には、現在もその登記権利者が権利の名義人であろうという推定が働くことから、登記申請人の本人確認の手段として登記済証が用いられていきました(改正前の不動産登記法第35条1項3号)。(有斐閣

不動産登記法第三版 幾代通著 174頁)今回、オンラインの方法による登記申請を行うのであれば、登記済証という物を用いることはできないため、新たに登記識別情報が用いられることになったものです。登記識別情報とは、法第22条本文の規定により、登記名義人が登記を申請する場合において、当該登記名義人自らが当該登記を申請していることを確認するために用いられる符号その他の情報であって登記名義人を識別することができるものをいいます(法第2条14号)。法第22条本文の規定により登記名義人が登記を申請する場合」というのは、条文上「登記権利者及び登記義務者が共同して権利に関する登記の申請をする場合」と「その他登記名義人が政令で定める登記の申請をする場合」になりますが、従来登記済証を提出して登記申請をすべきものとされている場合ということができるでしょう。実際には英数文字の組合せからなる情報によることが予定されています。ちょうどコンピュータ等でよく用いられるパスワードのようなもので、今後はこの情報自体を厳重に管理する必要があることとなります。そうすると、情報を失念するという場合も起こり得ることとなりますが、そのような場合は登記識別情報を提供することができないことにつき正当な理由がある場合(法第22条但書)に該当するものとして、登記官が、法務省令で定める方法により、登記義務者に対し、当該申請があった旨及び当該申請の内容が真実であると思料するときは法務省令で定める期間内に法務省令で定める所によりその旨を申出をすべき旨を通知することとされており、当該期間内に当該申出があれば、当該登記申請に係る登記をすることとなります(法第23条1項)。

4 以上のものが内容面における大きな改正点だといえますが、内容面でも他に改正点はありますし、登記簿及び登記記録並びに地図、建物所在図及び地図に準ずる書面の記録方法その他の登記の事務に関し必要な事項が法務省令で定められることになり(法第15条)、登記完了証の制度等今後整備されていくと考えられます。この新しい不動産登記法は平成17年3月ころに施行されると思われますが、まだ正式に決まったわけではありません。

当事務所では、不動産登記に関わる案件を取り扱っており、また日頃研究をしておりますので、いつでも案件に対応できる態勢が整っております。お気軽にご相談をいただきたいと思います。



弁護士

川口 富男

出身大学
京都大学法学部
経歴
1959年4月
最高裁判所司法研修所修了
(11期)
裁判官任官
東京高等裁判所、大阪高等
裁判所、大阪地方裁判所等
の裁判官および最高裁判所
調査官として民事裁判に携
わる。

京都家庭裁判所所長、京都
地方裁判所所長、高松高等
裁判所所長官歴任

1999年11月
高松高等裁判所所長官を定年
退官

2000年1月
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

取扱業務
民事法務、商事法務、会社
法務、金融法務、倒産法務、
行政法務、家事相続法務

裁判エッセイ 12 ●

歴史を読むか、文学を読むか

ある高名な法曹が新任の裁判官に対する講演で「読書を勧める。歴史を読むといい。歴史は事実を語っているからだ」と話されたのを側に居て聞いたことがあります。

歴史は事実を語っているとはいえませんが、事実のすべてを語っているといえるのでしょうか。

というのは、歴史とは「現在残されている物から知ることのできる、人間社会の移り変わりの過程や、そこに見られる個々の出来事」(新明解国語辞典)です。では、現在残されている物(史料)のないところについては、どうなるのでしょうか。

エーゲ海のミロス島で発見されたミロのヴィーナス(ルーヴル美術館)という、誰もが知っている傑作彫刻があります。紀元前二世紀頃の作品で、当時ギリシャで輩出した傑作彫刻の最後の作品です。その後ギリシャでは二度とこのような傑作は作られていません。何故ギリシャであの紀元前数世紀にだけ、あんなに沢山の、神品としかいえないような優れた作品が制作されたのか、不思議に思い、いろんな本も読み、ギリシャにまで出かけ、エーゲ海クルーズまでして実見してもみたのですが、確かなところが私には分かりません。

古代ギリシャ史の専門家の話をうかがう機会があったとき「専門家なら分かりそうなのに、何故歴史書に書いていないのですか」と質問をしたところ、「歴史家はそれには触れないことになっています。史料がないからです」とのことでありました。推測や憶測はできても、史料で証拠立てることのできないことは歴史にならないからです。

ですから反対に、歴史は確実な史料だけに基づいて構成されているものとしての信用があるのです。しかし世の中は確実な史料だけで成り立っているものではありません。

紫式部は「源氏物語」の蜚の巻で、光源氏に「日本紀などは、ただかたそぼぞかし。これら(物語のたぐい)にこそ道々しくはしきことはあらめ」と言わせています。「日本書紀などの歴史書は、世の中のことは、ほんの片端のことしか触れていない。物語にこそ詳細な真実が含まれているのでありましょ」というような意味です。光源氏が玉鬘(たまかつら、魅力ある傑出した若い女性)に物語論をしているところにある文章です。「源氏物語」は千年の昔に書かれた、世界最古の小説ですが、紫式部は、全く先例のない当時にすでにこれだけの見識を持って書いていたのです。この物語論は現在でも通用するとされています。

歴史と小説の間にあるものとして歴史小説というジャンルがあります。歴史家も歴史小説家も史料を基礎として著述する点では同じですが、その違いはどこにあるのでしょうか。

大岡昇平は、「レイテ戦記」や「堺港攘夷始末」などの歴史小説を書いた小説家ですが、「史料を扱う作業に差はないが、その際に働くものが歴史家では科学的な想像力であり、小説家では人間的な想像力である」といわれることがある。しかし、むしろ職業的に歴史的想像力と小説的想像力とに分ける方が適切ではないかと思われる」と言っています。

歴史で個人が生き生きと活躍し、会話をすることは、「信長公記」のような、主人公の身近で作成された実録のないかぎり、ありえませんが、歴史小説では、司馬遼太郎の一連の作品のように、作家が見てきたように生き生きと書かれることになります。この差が生じる理由を大岡昇平は上のように説明するのです。

実は歴史小説ではない一般の文学も、真実を書こうとしていることには変わりはありません。「史料」に基づくか、「史料ではない資料」に基づくかの違いがあるだけです。もっとも、その資料には、客観的資料だけではなく、作家の芸術的眼力や教養に由来する直感や洞察も含まれるのでありましょが。

民事裁判は、必然的に過去を扱います。過去の事実を証拠により認定しますが、通常は争い事を予想して証拠を残しておくことは考えにくいことです。ですから、100%の証拠があるなどということはまずありません。そして当事者は「事実は事実であって、正しい者は勝つ」と信じていますから、証拠の数が十分でないからといって、事実に反する認定をすると、まず間違いなく納得しないでしょう。裁判官は、事実を見抜かなければなりません。

証拠と認定の間を架橋しなければならませんが、大岡昇平の表現を意識すればそこに「裁判的想像力」を働かせることになるのだと思います。法曹はこの裁判的想像力を育むことが大切なのです。そういう訳で、歴史を読むことは大切だが歴史を読むだけでは不十分で、文学をも読まなければならないというのが私の意見です。そしてこれは、法曹に限られる議論ではないだろうと観察しています。例えば、経営者であれば、経営的想像力が大切だということに。



弁護士
小林 章博
(こばやし・あきひろ)

出身大学
京都大学法学部

経歴
1999年4月
最高裁判所司法研修所修了
51期
大阪弁護士会登録
(中央総合法律事務所入所)

取扱業務
民事法務、商事法務、会社
法務、家事相続法務法務

信託業法の全面改正

弁護士 小林 章博

1 改正に至る背景

信託とは、委託者が信頼できる第三者(受託者)に財産権を移転し、一定の目的(信託目的)に従い、受託者が受益者のために当該財産(信託財産)を管理・処分する制度です。

改正前の信託業法(以下「旧法」といいます。また、改正後の信託業法を以下「新法」といいます。)では、同法に基づき免許を得て信託の営業を営むことが可能と規定されていましたが、信託会社を取り巻く経営環境の変化に伴い銀行に吸収合併されたり、銀行業への転換が行われたことなどにより戦後まもなく旧法に基づき免許を受けた信託会社はすべて消滅し、今日に至るまで旧法に基づく免許を受けた信託会社は存在せず、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」(兼営法)に基づき信託兼営の認可を受けた金融機関のみが信託業を行っている状況でした。

信託は、信託財産を様々な形で管理・処分でき多様な商品を組成できる柔軟な仕組みであり、わが国金融システムの基本的インフラとして信託の仕組みが活用されることが期待されるようになり、平成16年11月26日に信託業法が約80年ぶりに全面改正されました(平成16年12月30日施行予定。)

2 主たる改正点

(1)信託可能財産の範囲拡大

旧法は、信託可能な財産を 金銭、有価証券、(火)金銭債権、動産、(木)土地及びその定着物、(金)地上権及び土地の賃借権の6種に限定していました(改正前4条)。今回の改正により旧法第4条は撤廃されましたので、信託法第1条に規定する財産権すべてを信託できるようになりました。具体的には特許権、著作権等の知的財産権の信託が可能となります。

(2)信託業の担い手の拡大

前述のとおり、兼営法に基づき信託兼営の認可を受けた金融機関のみが信託業を行っている状況でしたが、新法及び政省令により、金融機関以外の株式会社の参入基準が整備されました。具体的には、一般の信託会社は免許制(新法第3条)、最低資本金1億円が必要、管理型信託会社は登録制、3年毎の更新(同第7条)、最低資本金5000万円が必要とされました。

一方、受益者保護のための規定も整備されました。具体的には、業務の第三者委託に関するルール整備(同第22条等)、説明義務及び不当勧誘の禁止(同第24条等)、(火)善管注意義

務、忠実義務、分別管理義務等の受託者責任の明記(同第28条等)、情報開示規定の整備(同第27条等)等の規定がおかれました。

(3)信託サービス利用者の窓口の拡大

信託契約代理店制度、信託受益権販売業者制度が創設されました。今後は証券会社や生命保険、損害保険、事業会社も所定の要件により登録が認められれば信託代理店や信託受益権販売業者となることになります。

3 改正の効果

今回の信託業法の改正により次のような効果が期待されています。

資金調達の多様化

例えば企業が保有する特許権、著作権を信託会社に信託し、信託受益権を販売することにより資金調達が可能となります。

知的財産の活用促進

例えば、知的財産管理会社を設立し、複数のグループ内企業の特許権を一括管理することが可能となります。また、知的財産権を信託すれば仮に知的財産に関する訴訟が起こったような場合には信託会社が担当することも可能となります。これらにより知的財産の活用促進が期待されます。

(火)資産の運用手段が多様化

例えば、これまでは信託銀行のみが「遺言信託」等の名称で、遺言執行業務、遺産整理業務等の相続関連業務を行っていましたが、今後参入する信託会社も内閣総理大臣の承認を得てかかる業務を行うことが可能となりますので(同法第21条)、同分野の活性化が期待されます。また、相続開始以前に高齢者の資産を信託方式で預かり効率的運用すること等、国民のニーズに対応した多様な信託商品の提供が期待されます。

4 最後に

今回は信託業法が改正されましたが、信託に関する私法上の権利義務関係を定める信託法の改正等も予定されていますので、関係法令の制度整備にも注視が必要です。

当事務所は、知的財産分野、遺言執行等の相続分野のみならず幅広い分野に関して専門的知識、豊富な経験を有しており、今回の改正に伴い新たに財産の信託をお考えの方々や、今までにないビジネスモデルを立上げ信託業界に参入を計画される方々にも十分なアドバイスをご提供できると考えておりますので、お気軽にご相談ください。



税理士 岡山 栄雄
(おかやま・えいお)

出身学校
高知学芸高等学校
関西学院大学経済学部

出身地
高知県中村市

主な経歴
大阪国税局 総務部企画課長
大阪国税局 査察部管理課長
大阪国税局 査察部次長
福知山税務署 署長
南税務署 署長

事務所
大阪市北区西天満2丁目10番2号
幸田ビル6階603号
TEL 06-6363-2063
FAX 06-6363-2067

「つるべ方式から風船方式に」

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄

新年あけましておめでとうございます。
旧年中は、格別のご厚情を賜り本当にありがとうございました。本年も中央総合法律事務所の税務部門として頑張りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

新年になりますと、企業など組織のトップによる年頭訓示が行われます。私も税務署長として人並みに年頭訓示をしたことがあります。その内容は、一年の中で「正月は何故めでたいのか」と、職場を「つるべ(釣瓶)方式から風船方式に」するということでした。

「正月は何故めでたいのか」それは正月が人生におけるひとつの節に当たるからです。正月の朝は他の日の朝とは明らかに違った新鮮な気持ちになるものです。「竹は節があるから美しい」と言われています。竹と同様に人生にも節があるから意義があるのです。正月は人生のひとつの節です。その節も物理的、歴史的、季節的、民俗的な節としてめでたいのだと思います。

地球が太陽のまわりを一周する公転周期は「物理的」に1年365.24日だと言われています。回り続けている太陽の公転周期である1年の始まりを正月としています。また「歴史的」には、エジプトの太陽暦から始まり、元旦をヤヌアリスの第一日としたローマのユリウス暦、そして西暦として1582年に制定され、明治6年にわが国に導入されたグレゴリオ暦など、正月には長い歴史があります。そのほか「季節的」なカレンダーとして、春分、秋分、夏至、冬至など24節気のうち、立春を地上の万物が再生する正月節として、新しい年の始まりとしています。加えて、正月の松飾り、おせち料理、初詣など「民俗的」な行事を通じて新年を迎えるのが正月です。したがって正月がめでたいのは、新年になるとすべての動植物が春の息吹を感じて

自己の生命の再生を喜び、その活気と高揚によって気持ちがりフレッシュするからだと思います。

もうひとつは、職場を「つるべ方式から風船方式に」することです。「つるべ方式」とは、競争相手の足を引っ張って自分だけが上昇しようとする、世間でよく言われるライバルの蹴落としであり、多くの職場では日常的に見られる光景です。一方「風船方式」とは、職場内の全員が一致協力し、個人の利害を超えた組織としての高度な目標を設定して、丁度、風船が気流に乗って一斉に上昇するように、全員で一緒に上昇するという考え方です。プロ野球の阪神甲子園球場における7回裏で見られるジェット風船による応援風景です。

組織においては、短期的には、つるべ方式のほうが有利のように見えますし、実際有利な場合も多いと思います。しかし「人をのろえば穴二つ」の諺にもあるように、相手の足を引っ張ると、何時か必ず自分に跳ね返ってきてしっぺ返しを受けるものです。長期的に見ると、一段上の高度な視野に立った風船方式によって、みんなで一緒に上昇することが組織にとっても個人にとっても有利になるほか、職場全体が明るく活気に満ちたものになります。

昨年はサル年でした。サルカニ合戦のように、海外では戦争、国内では台風や地震による災害、そして治安の悪化など、暗いことの多かった年だったと思います。加えて大きな企業が問題を起こして組織自体が崩壊するような事件も発生しました。崩壊した組織は、サル社会と同様に相手の足を引っ張り合いするような、つるべ方式の職場ではなかったかと思います。

今年はトリ年です。田舎のニワトリのように、みんなで仲良く風船方式によって明るく楽しい職場を築くとともに、個人の生活においても竹の節になるような思い出の多い有意義な一年になることを祈念しています。

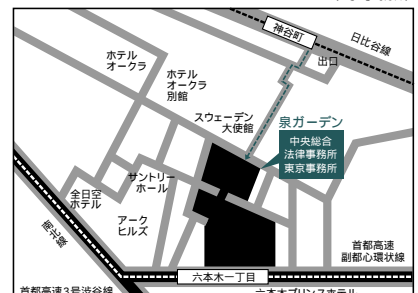
大阪事務所



弁護士法人
中央総合法律事務所
<http://www.clo.jp>

- 大阪事務所
〒530-0047
大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階・受付5階
TEL. 06-6365-8111(代表) FAX. 06-6365-8289
- 東京事務所(新住所)
〒106-0032
東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階
TEL. 03-3568-7244(代表) FAX. 03-3568-7245

東京事務所



昨年暮れに、東京事務所を移転いたしました。新しい東京事務所は、旧・東京事務所のございました「泉ガーデンタワー」に隣接する「泉ガーデンウイング」の5階となりました。

●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 浅井 隆彦	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 村上 創	弁護士 加藤 幸江	弁護士 中務 尚子	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫
弁護士 小林 幹雄	弁護士 三浦 章生	弁護士 近藤 恭子	弁護士 藤井 康弘	弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 衛藤 祐樹
弁護士 金澤 浩志	弁護士 川口 富男	弁護士 岡村 亘	法務第一部長 寺本 栄	法務第二部長 角口 猛		